

京都市上下水道局告示第41号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成24年11月13日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者名等

京都市南区久世中久世町3丁目85番地

株式会社坂本ガスコーポレーション

代表取締役 桑田 光治

2 廃止年月日

平成24年10月16日

(上下水道局水道部給水課)